

茨木市部活動指導員配置要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立中学校（以下「学校」という。）に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に定める部活動指導員（以下「指導員」という。）を配置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2 指導員の配置を希望する学校の校長（以下「学校長」という。）は、茨木市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める日までに、別に定める申請書を提出するものとする。

(配置の決定)

第3 教育長は、提出された申請書の内容を勘案の上、配置校を決定する。

(職務内容)

第4 指導員は学校における教員の時間外勤務の縮減及び負担軽減が図られるよう、当該部活動を担当する教員と連携し、学校長の適切な管理及び指導のもと、次に掲げる業務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・傷害予防に関する知識、技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検、管理
- (5) 部活動の管理運営（会計管理等）
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間・月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の対応
- (10) その他、教育長が認める事項に関すること

(資格)

第5 指導員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 18歳以上である者（学生を除く）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれにも該当しない者
- (3) 当該部活動の実技指導に高い技術と指導力を有する者
- (4) 当該学校の部活動方針を理解し、指導に対して熱意を有する者であり、次の各号のいずれかに該当する者

ア 教員の経験がある者

イ 学校での部活動の指導経験がある者（部活動指導者等）

ウ 運動部活動については、スポーツリーダーなどの資格を有する者で、地域のスポーツ活動（スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等）において指導経験がある者

エ 文化部活動については、地域の文化教室等において指導経験がある者
（配置の期間及び日数）

第6 配置の期間は、教育長が配置を決定した日から当該年度末までとし、配置日数は、教育長が別に定める。

（服務）

第7 指導員は、活動にあたって、法令等及びこの要綱に定めるもののほか、教育長及び学校長の指示に従わなければならない。

2 指導員は、教育長及び学校長の許可があった場合を除き、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。指導員を退いた後も同様とする。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、指導員に関する必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。